役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人筑前伊都の会における役員等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程を適用する対象は、理事・監事・評議員（以下、役員等という）及び評議員選任・解任委員とする。ただし、施設職員であって法人役員で兼務する者は、この規程を適用しない。

（業務の種類）

第３条　報酬等を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

（１）理事会及び評議員会への出席

（２）監事による定期又は臨時監査

（３）行政機関による監査の立会い

（４）入札の立会い

（５）評議員選任・解任委員会への出席

（６）その他理事長が必要と認めた業務

（報酬の額）

第４条　役員等及び評議員選任・解任委員には、その業務への出席に当たって、別表の通り支給する。（その他、月額等定額の報酬は支給しない。）なお、支払方法は、その都度現金にて支払う。

（費用弁償の額）

第５条　役員等及び評議員選任・解任委員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

２　費用の弁償額は、実費とする。

（諸会議等の出張費用）

第６条　諸会議等に出張するために必要とする費用等は、「社会福祉法人筑前伊都の会旅費規程」に定める基準に準じて支給する。

（費用弁償の辞退）

第７条　役員等及び評議員選任・解任委員は、費用弁償額の全部又は一部につき辞退することができる。

（変更等）

第８条　この規程の変更・改定及び定めのない事項については、理事会において起案し、評議員会にて決議し定める。

附　則

この規程は平成 29 年 6 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規定の一部を変更し、令和 6 年 7 月 1 日から適用する。

別　表　（非常勤役員等の報酬の額）

(1)理事長

	日額（4時間未満）	日額（4時間以上）
第3条に規定する業務のための出勤	15,000円	30,000円

(2)理　事

	日額（4時間未満）	日額（4時間以上）
第3条に規定する業務のための出勤	10,000円	20,000円

(3)監　事

	日額（4時間未満）	日額（4時間以上）
第3条に規定する業務のための出勤	10,000円	20,000円

(4)評議員

	日額（4時間未満）	日額（4時間以上）
第3条に規定する業務のための出勤	10,000円	20,000円

(5)評議員選任・解任委員

	日額（4時間未満）	日額（4時間以上）
第3条に規定する業務のための出勤	10,000円	20,000円